

平成 21 年 1 月 13 日

都道府県知事殿

食の信頼向上をめざす会

会 長 唐木 英明

アンケートのお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

最近、食品の産地や期限表示の偽装、中国産冷凍ギョーザへの農薬混入事件など、食の安全に係る出来事が相次いでいます。その結果、輸入食品や食品関連企業に対する信頼が揺らぎ、市民の食に対する不安が大きくなっています。毎日の食事に不安を感じるのは不幸な状況と言わざるを得ず、その早期の解決が望まれるところです。

市民の信頼を回復し、不安を軽減するために最も重要なことは、言うまでもなく、食品関連企業が法令順守の意識を高めて規制違反を起こさないことです。その上で、食に関係する生産者、製造加工業者、流通業者、小売業者、消費者のすべてが「食の安全を守る」という目的を共有して、お互いの信頼関係のもとにそれぞれの立場で努力することが必要です。それと同時に、食品を供給する事業者と、これを購入する消費者の間には、感情ではなく科学的な根拠に基づいた議論を行い、お互いの信頼関係を構築する必要があります。

私たち、消費者、学識経験者、生産者、食品事業者、小売および外食業者の有志は、市民が安心して食生活を楽しむことができるような体制を構築するため、食の安全を守るための意識向上を促すとともに、食の安全に関する各種の情報を検証し、不適切な情報についてはそれを正す努力を行い、自らも理解しやすい情報を発信するなどの活動を行うことで、揺らぎつつある食の信頼を取り戻すことを目指して、昨年 8 月に「食の信頼向上をめざす会」を設立しました。

「食の信頼向上をめざす会」は、一般の市民向けのセミナーを年数回開催、メディアとの勉強会をほぼ毎月開催、ホームページを通じて食の科学的な安全情報の発信を主たる活動としております。

昨年 9 月に設立総会を開催し、食の安全に対する科学的考え方の講演及び参加されました約 150 名の方々と意見交換を行い、昨年 11 月に「第 1 回メディアとの情報交換会」を開催し残留農薬問題をテーマに参加されました約 40 名のメディアの方々と情報交換を実施致しました。本年 1 月 27 日には「日本の農業の現状」を知ることをテーマに「第 2 回メディアとの情報交換会」を開催致します。

本年 2 月又は 3 月に BSE の全頭検査問題をテーマに「第 3 回メディアとの情報交換会」を開催する予定であります。

就きましては、「第 3 回メディアとの情報交換会」での資料と致したく、昨年 8 月以降に 20 カ月齢以下の牛の BSE 検査を貴都道府県で継続されております件に関しましてお考えをお聞きしたく、添付アンケートにご回答頂きたくご案内申し上げます。

お忙しいとは思いますが、本年 1 月末までに FAX にてご回答頂きたく宜しく願い申し上げます。尚、具体的な都道府県名は一切公表致しません。

ご参考までに、「食の信頼向上をめざす会」の設立趣意書、会則及びメディアとの情報交換会案内状を同封させていただきます。

又、弊会のホームページアドレスは <http://www.shoku-no-shinrai.org> です。ご不明な点が御座いましたら、弊社事務局（多賀谷 TEL:080-2046-8794、FAX:03-5733-2586）までご連絡頂きたく宜しく願い申し上げます。

敬具

食の信頼向上をめざす会 アンケート

本調査は、BSE の全頭検査に関する質問です。

食品安全委員会の BSE に関するリスク評価に基づき、平成 17 年 8 月より、21 ヶ月齢以上の牛についてのみ BSE 検査を義務とする法律改正が行われ、その経過措置として 20 ヶ月齢以下の牛の BSE 検査は厚生労働省の補助金で 3 年間継続することとなりました。

昨年 7 月末で 3 年間の経過措置期間は終了しましたが、8 月以後は各都道府県の判断で 20 ヶ月齢以下の牛の BSE 検査の継続が行われております。

弊会が本年 2 月又は 3 月に開催する「第 3 回メディアとの情報交換会」で BSE 全頭検査問題を取上げる予定ですが、その際の資料として使用するためのアンケートです。

尚、ご提供頂いた情報は厳重に管理し、本目的以外に使用すること、ならびに具体的な都道府県名を第三者に開示することはいたしません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご理解・ご協力頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

本アンケートは FAX にて、以下の連絡先まで本アンケート票をご返送下さい。

返送先 FAX 番号：03-5733-2586

アンケート票締切日：平成 21 年 1 月 31 日（土）

本アンケートに対するお問い合わせは、下記までお願い申し上げます。

食の信頼向上をめざす会事務局：多賀谷保治（電話番号：080-2046-8794）

都道府県名： _____

- ． 厚生労働省が不要であると判断した 20 ヶ月齢以下の食用牛の BSE 検査を継続している理由についてお答えください。（複数回答可）

- A. () 牛肉の安全を確保する上で必要と判断したため
- B. () 消費者が求めていると判断したため
- C. () 20 ヶ月齢以下の食用牛を検査からはずすと作業が煩雑になるため
- D. () 20 ヶ月齢以下の食用牛の検査費用はわずかであるため
- E. () 他の地方自治体と違った判断を行うことが困難だったため
- F. () その他 ()

- ・ 全頭検査を続行する理由を議会や都道府県民に対してどのように説明していますか？
(複数回答可)

- A. () 牛肉の安全を確保する上で必要と判断したため
B. () 消費者が求めていると判断したため
C. () 20ヶ月齢以下の食用牛を検査からはずすと作業が煩雑になるため
D. () 20ヶ月齢以下の食用牛の検査費用はわずかであるため
E. () 他の地方自治体と違った判断を行うことが困難だったため
F. () その他 ()

- ・ 全頭検査を続行する理由について、どのような方法で都道府県民に周知を図っておられますか？
(複数回答可)

- A. () 広報誌を通じて
B. () 記者会見などメディアを通じて
C. () 説明会を開催して
D. () とくに行っていない
E. () その他 ()

- ・ 20ヶ月齢以下の食用牛のBSE検査にかかる費用は年間でどのくらいと見積もっておられますか？

()

- ・ 貴都道府県で昨年8月より開始されました20ヶ月齢以下の牛のBSE検査は何時まで継続されますか、次の該当項目からお選び下さい。

- A. () 平成20年度末(平成21年3月末)まで。
B. () 平成21年7月末(1年間)まで。
C. () 平成21年度末(平成22年4月末)まで。
D. () 未定
E. () その他 ()

以上、ご協力ありがとうございました。